

## 要望書を提出する前に必ずご確認ください！

1 現在までに有害獣による農作物被害を受けている。



2 農作物が鳥獣被害を受けたことがわかる資料(写真、農業共済からの支払通知など)がある。



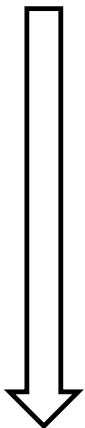
3 被害を受けた農作物は事業目的で耕作しているものである。



4 受益対象となる農地は受益農家が3戸以上かつ農地が3筆以上である。 ※1



5 設置図では柵が途切れることなく囲えている。



要望することができます ※2

柵が途切れる事由が、道又は水路が通っていることによるやむを得ない事由である。もしくは、柵が途切れる事由が断崖絶壁であるなど、有害獣の侵入が想定されないことによるものである。

事業の実施要件に該当しません  
(※要望することができません)

… はい  
… いいえ

※1 農地とは、「田」または「畑」で登記されている土地をいいます。耕作放棄地も農地に含まれますが、同一に囲うには条件があります。  
また、受益戸数は耕作放棄地を除いて3戸以上であることが必須です。

※2 要望内容の採択については国や県の審査があります。このフローチャートで要望することができる場合でも審査の結果、採択されない場合があります。  
また、事業の実施にあたっては、侵入防止柵の整備費用を上回る費用対効果があることなどが必要となります。なお、費用対効果については、要望の内容から国が示す方法により市で算出します。